

農地の賃借料情報の提供と概要（令和 6 年分）

1. はじめに

農地法第 5 2 条の規定により、農地の賃借料情報の提供いたします。農地の賃借契約の際の、目安としてご利用ください。

2. 賃借料情報提供の概要

令和 6 年 1 月から 1 2 月までの間に契約された賃借料について、以下のとおり平均額、最高額、最低額を集計しています。

(1) 区分

旧町村単位に区分し、さらに基盤整備区域、未整備区域に区分しています。

(2) 対象

- ・有償の賃借料を対象とし、無償分は含んでおりません。
- ・「地区内の平均値×70%以上の差のあるもの」は、除いています。

(3) 賃借料の算出

- ・100円単位で四捨五入しています。
- ・物納（玄米）の場合は、19,200円/俵 としています。

3. お願い

賃借料情報は、あくまで令和 5 年 1 月～1 2 月契約分の実際の賃借料を整理したもので、拘束力はありません。地区によっては偏っている場合もあります。

このため、農地の貸し借りをされる際には、賃借料情報を目安としつつ、水稻の収穫量や圃場条件等を踏まえたうえで、最終的には当事者間の話し合いにより賃借料を決めていただくようお願いいたします。